

速報重要判例解説

【No.2003-003】

債務整理事務を受任した弁護士が事務処理費用に充てるために交付された金銭を預け入れた銀行預金が、弁護士に帰属するとされた事例。

【文献番号】	28081748
【文献種別】	判決 / 最高裁判所第一小法廷（上告審）
【判決年月日】	平成15年 6月12日
【事件番号】	平成13年（行ヒ）第274号
【事件名】	債権差押処分無効確認等請求事件
【審級関係】	第一審 宮崎地方裁判所 平成10年（行ウ）第7号 平成11年 6月25日 判決 控訴審 福岡高等裁判所宮崎支部 平成11年（行コ）第6号 平成13年 7月13日 判決
【裁判結果】	原判決破棄・自判（請求一部認容）
【裁判官】	深沢武久 横尾和子 甲斐中辰夫 泉徳治 島田仁郎
【参照法令】	民法649条, 666条 国税徴収法62条

《本件判決についての解説》

1. 事実の概要

(1) 上告人X1会社（建設業を営む合名会社）は、平成9年9月ころ、上告人X2（弁護士）との間において、X1会社の債務整理に関する事務処理を委任する旨の契約（以下「本件委任契約」という。）を締結した。

(2) X2は、同年10月8日、本件委任契約に基づきX1会社の債務整理の委任事務を遂行するため、X2名義の本件普通預金口座を開設し、X1会社から同日預かった500万円を本件口座に入金した。本件口座の預金通帳及び届出印は、当初からX2が管理していた。

(3) X1会社の代表社員であるA（無限責任社員）が売却した同人の個人資産である株式の代金20万円が、同年12月22日、X1会社から本件口座に振り込まれた。また、Aは、同10年2月27日、X1会社が立て替えていた同9年10月分の同人の役員報酬に対する市民税、所得税等に相当する13万2,000円をX1会社の代理人としてのX2に支払い、X2がこれを本件口座に振り込んだ。

そのほか、本件口座には、X1会社の不動産及び動産の売却代金、X1会社の売掛金及び請負代金、X1会社への公租公課の還付金等が振り込まれた。これは、X2が、弁済資金をX1会社が保管していたのでは収拾がつかなくなり、弁護士が保管する必要があるとして、X1会社の債務者に対し、本件口座に振込送金することを依頼したので、債務者がこれに応じて本件口座に売掛金や請負代金を送金したものである。

(4) 本件口座からは、X1会社の債権者に対する配当金及びその振込手数料、X1会社の従業員の給料、社会保険料、税金等が出金された。

(5) 差押処分の状況

X1会社は、12月納期限分消費税等並びにいずれも納期限を平成10年3月2日とする平成9年度消費税及び地方消費税並びに同年度法人税を滞納した。そこで、被上告人Y税務署長は、同月19日、これらの徴収のため、本件預金債権（払戻請求権）を差し押さえ、同年7月3日交付要求を行った。しかし、同年10月9日、12月納期限分消費税等に係る部分以外の差押えを取り消した。Xらは、本件差押処分及び交付要求の無効確認、取消しを求めて本訴を提起した。

(6) 訴訟の経緯

第一審において、Xらは、本件差押処分及び交付要求につき、主位的に無効の確認、予備的に

取消しを求めたが、第一審は、X 1 会社の訴えを却下するとともに、X 2 の請求を棄却した。控訴審において、X らは、主位的に本件差押処分取消し、予備的にその無効確認を求めたが、控訴審は、X らの控訴を棄却した。

2. 第一審判決の要旨

- (1) X らは、本件差押処分につき、主位的に無効の確認、予備的に取消しを求めているところ、行政処分の無効確認訴訟とその取消訴訟は、要件及び効果が異なっており、予備的請求としての取消訴訟が適法に係属しているからといって、主位的請求である無効確認訴訟の訴えの利益がなくなるものとはいえない。
- (2) 国税徴収法 8 2 条に基づく交付要求は、滞納者の財産に対し滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破算手続という強制換価手続が行われた場合、その執行機関に対して交付要求書を交付することにより、換価代金のうちから滞納税額に相当する金額の配当を求める行為であって、その性質は、民事執行法上の配当要求と同じく滞納に係る租税の弁済を催告する行為であって、交付要求により、時効中断の効力は生じるが（国税通則法 7 3 条 1 項 5 号、2 項等）、交付要求自体は強制的に租税債権を実現させるものではなく、実体法上の権利、義務を変動させる効果を有しないから、行政処分には当たらず、その無効確認及び取消しの訴えは、いずれも不適法である。
- (3) X 1 会社は、本件預金債権が X 1 会社に帰属せず X 2（弁護士）に帰属することを理由として、本件預金差押処分の無効確認又は取消しを求めているところ、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に損害されるおそれがあるというものではないから、X 1 会社が本件差押処分無効確認ないし取消しを求めるにつき法律上の利益を有するとは認められず、その訴えは不適法である。
- (4) (a) X 1 会社は、平成 9 年 9 月ころ、X 2（弁護士）との間において、X 1 会社の債務整理に関する事務処理を委任する旨の契約を締結したこと、(b) X 2 は、本件委任契約に基づき X 1 会社の債務整理の委任事務を遂行するため、X 2 名義の本件口座を開設し、X 1 会社から同日預かった 5 0 0 万円を本件口座に入金したこと、(c) 本件口座の預金通帳及び届出印は、当初から X 2 が管理していたこと、(d) その後本件預金口座には、X 1 会社の代表者 A の個人財産たる株式の売却代金、A からの所得税等立替金の返還金、X 1 会社の不動産及び動産の売却代金、X 1 会社の売掛金及び請負代金、X 1 会社への公租公課の還付金等が振り込まれたこと、(e) 本件預金口座からの出金は、X 1 会社の債権者への配当金、雇用した労働者への給料、社会保険料等の支払など専ら X 1 会社関連の支出であったことが認められる。本件預金契約の経緯、資金の出捐状況、口座の利用状況等を総合すれば、当該預金の出捐者は X 1 会社と認められるから、本件預金債権は X 1 会社に帰属すると認めるのが相当である。

3. 控訴審判決の要旨

- (1) X らは、本件差押処分につき、主位的に取消し、予備的に無効の確認を求めているところ、行政処分の無効確認訴訟の無効原因となる瑕疵と、取消訴訟の取消原因となる瑕疵は、質的には別個のものと評価すべきであり、両者は単純な包含関係にあるということとはできず、両者の訴訟物は別個であると解すべきであるから、両者の訴訟が同時に係属していることにより、無効確認訴訟が訴えの利益を欠くものとはいえない。
- (2) X 1 会社（滞納者）は、本件預金債権が X 1 会社に帰属せず X 2（弁護士）に帰属することを理由として、本件預金差押処分の取消し又は無効確認を求めているところ、X 1 会社は、本件差押処分の名宛人であり、認定事実によれば本件預金債権は X 1 会社に帰属すると認められるから、X 1 会社が本件差押処分により法律上の効果を受けることは明らかであり、X 1 会社が原告適格を有することは明らかである。X 1 会社の上記主張は、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として本件差押えの取消しを求めるものであって、取消しの理由の制限を受けるに過ぎない（行政事件訴訟法 1 0 条 1 項）。
- (3) 預金の帰属者の認定に関するいわゆる客観説によれば、自らの出捐により、自己の預金とする意思で、自ら又は使者・代理人を通じて預金契約をした者を預金者であるとするものである。本件において、(a) X 2（弁護士）が X 1 会社の任意整理を受任し、その弁済（配当）資金を

管理するため本件預金口座を開設し、預金通帳及び届出印を保管していたが、(b) 本件預金の原資は、X 1 会社が交付した金銭、X 1 会社の資産を売却した代金、売掛金等の回収資金であること、(c) X 2 は本件預金から X 1 会社の債権者への支払、従業員給料等の支払をしてきたこと、(d) これは、X 2 が、弁済資金を X 1 会社が保管していたのでは收拾がつかなくなり、弁護士が保管する必要があるとして、X 1 会社の債務者に対し、本件口座に振込送金することを依頼したので、債務者がこれに応じて本件口座に売掛金や請負代金を送金したものであることが認められる。任意整理を受任した弁護士は、前払費用として委任者から弁済資金を受領したとしても、委任者の債務の弁済を委任者の代理人として行うことが委任の目的であって、その目的以外に弁護士が弁済資金を自由に処分できるものではなく、善良なる管理者の注意義務をもって弁済資金を管理し、委任契約が解約されたときはその返還義務を負うものである。上記事実関係と委任契約の内容を考慮すると、本件預金は、X 1 会社の出捐により、X 1 会社の預金とする意思で、X 2 を使用者・代理人として預金契約をしたと認めるのが相当である。

4. 上告審判決の要旨

債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任者から債務整理事務の費用に充てるためにあらかじめ交付を受けた金銭は、民法 649 条の規定する前払費用に当たるものと解される。そして、前払費用は、交付の時に、委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判断に基づいて支配管理し委任契約の趣旨に従って用いるものとして、受任者に帰属するものとなると解すべきである。受任者は、これと同時に、委任者に対し、受領した前払費用と同額の金銭の返還義務を負うことになるが、その後、これを委任事務の処理の費用に充てることにより同義務を免れ、委任終了時に、精算した残金を委任者に返還すべき義務を負うことになるものである。本件においては、預金開設時の原資である 500 万円は、X 2 が X 1 会社から交付を受けた時点において、X 2 に帰属するものとなったのであり、本件口座は、X 2 が、このようにして取得した財産を委任の趣旨に従って自己の他の財産と区別して管理する方途として、開設したものというべきである。これらによれば、本件口座は、X 2 が自己に帰属する財産をもって自己の名義で開設し、その後も自ら管理していたものであるから、銀行との間で本件口座に係る預金契約を締結したのは、X 2 であり、本件口座に係る預金債権は、その後に入金されたものを含めて、X 2 の銀行に対する債権であると認めるのが相当である。したがって、X 1 会社の滞納税の徴収のためには、X 1 会社の X 2 に対する債権を差し押さえることはできても、X 2 の銀行に対する本件預金債権を差し押さえることはできない。

< 深澤武久裁判官及び島田仁郎裁判官の補足意見がある。 >

5. 本判決に対するコメント

(1) 本件の争点は、預金の帰属者の認定に関する問題である。

預金の帰属者の認定については、次のような学説がある。

第一に、自らの出捐により、自己の預金とする意思で、自ら又は使者若しくは代理人を通じて預金契約をした者を預金者であるとする客観説がある。

第二に、預入行為者の行為によって判断し、預入行為者が特に他人のために預金をする旨を明らかにしてしないか、又は、銀行が実質上の権利者を知らない限り、預入行為者をもって預金の権利者とする主観説がある。

第三に、原則として出捐者を預金者と解すべきであるが、預入行為者が自己を預金者と表示したときは、預入行為者が預金の権利者になるとする折衷説がある。

判例(最高裁昭和 32 年 12 月 19 日第一小法廷判決・民集 11 巻 13 号 2278 頁, 同昭和 48 年 3 月 27 日第三小法廷判決・民集 27 巻 2 号 376 頁)は、無記名預金について客観説をとっている。

(2) 無記名定期預金は、その預金者の氏名が金融機関に明らかにされないという特殊な仕組みの預金である。すなわち、「金融機関は預金受入に際し預金者の氏名住所を問わず、かつ現金を持参した者が誰であるかに関係なく、預金の時に印章を所定の印鑑用紙に押して届出させ、この者に対し宛名の記載のない特別定期預金証書を発行交付し金融機関の帳簿には右証書を控えるにとどめる。そして右証書には、金融機関は返還期日に証書と引換に金員を支払うべき旨、預金債権の譲渡及び質入れは禁止する旨、並びに証書と届出印鑑とをもって支払を請求する者に支払いをすれば、その者が権利者でなくても金融機関は損害賠償の責を免れる旨の各特約が記載されることになっている」(大森忠夫「無記名定期預金の性質」ジュリスト別冊銀行取引判例百選(新版)64 頁)[注 1]。

このような無記名定期預金の法的性質については、無記名証券に化体される無記名債権のようにもみえるが、一方、印鑑届出照合の制度があり、また、譲渡、質入禁止の特約があることなどからすれば、ある特定人を預金者とする指名債権にほかならず、ただその預金債権者の名称が明らかにされない、いわば匿名債権という点に特殊性があるにすぎない(大森忠夫・前掲書64頁、前掲最高裁昭和32年12月19日判決参照。)

一般に、最高裁の判決は、「預金行為者が出演者の金員を横領し、自己の預金とする等の特段の事情のない限り、無記名定期預金の預金者は、自らの出捐により、銀行に対して本人自ら又は使者、代理人、機関を通じて預金契約をした者であると解している。」といわれている(柴田保幸・最高裁判所判例解説・民事篇(昭和48年度)175頁)。

- (3) 次に、記名式定期預金については、出捐者をもって預金者であるとした先例・最高裁昭和52年8月9日第二小法廷判決(民集31巻4号742頁)がある。この判決は、金融機関の職員の勤めに応じて、自己の預金とするために金員を出捐した者が、右職員を代理人または使者として、職員名義による記名式定期預金をしたうえ、預金証書の交付を受け、届出印鑑とともに所持している場合には、出捐者がその預金者であると認めるのが相当としたものである。

このほか、最高裁昭和57年3月30日第三小法廷(金融法務事情992号38頁)は、「預金行為者が出捐者から交付を受けた金銭を横領し自己の預金とする意図で記名式定期預金をしたなどの特段の事情の認められない限り、出捐者をもって記名式定期預金の預金者と解するのが相当である。」としている。

なお、この判決において先例として引用された最高裁昭和53年5月1日第二小法廷判決(税資101号317頁)は、所得税更正処分の取消請求事件であって、貸付金利息に係る所得の帰属者の認定の先決問題として普通預金の帰属者が問題となったものである。

また、最高裁昭和59年2月23日第一小法廷判決(民集38巻3号445頁)は、「金融機関が、自行の記名式定期預金の預金者名義人であると称する第三者から、その定期預金を担保とする金銭貸付の申込みを受け、右定期預金についての預金通帳及び届出印と同一の印影の呈示を受けたため同人を右預金者本人と誤信してこれに応じ、右定期預金に担保権の設定を受けてその第三者に金銭を貸し付け、その後、担保権実行の趣旨で右貸付債権を自働債権とし右預金債権を受働債権として相殺をした場合には、少なくともその相殺の効力に関する限りは、これを実質的に定期預金の期限前解約による払戻と同視することができ、また、そうするのが相当であるから、右金融機関が、当該貸付等の契約締結にあたり、右第三者を預金者本人と認定するにつき、かかる場合に金融機関として負担すべき相当の注意義務を尽くしたと認められるときには、民法478条の規定を類推適用し、右第三者に対する貸金債権と担保に供された定期預金債権との相殺をもって真実の預金者に対抗することができるものと解するのが相当である。」としたものである。

- (4) 以上のように、最高裁の判断事例の多くは、定期預金の帰属に関するものであった。

普通預金の帰属については、ごく最近に至って、最高裁平成15年2月21日第二小法廷判決(民集57巻2号95頁)が現れた。

この事件は、損害保険会社との間で損害保険代理店委託契約を締結した損害保険代理店が、損害保険会社のために保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した本件預金口座の預金の帰属者について、損害保険会社と金融機関との間で争われたものである。

判決は、(a)金融機関(上告人)との間で普通預金契約を締結して本件預金口座を開設したのは、代理店であること、(b)本件預金口座の名義である「A火災海上保険(株)代理店B(株)」という表示が、預金者として代理店ではなく損保会社を表示しているものとは認められないこと、(c)損保会社人が代理店に金融機関(上告人)との間での普通預金契約締結の代理権を授与していた事情は、全くうかがわれないこと、(d)本件預金口座の通帳及び届出印は、代理店が保管しており、本件預金口座の入出金事務を行っていたのは、代理店であって、本件預金口座の管理者は、名実ともに代理店であることを挙げ、さらに資金の出捐者について次のとおり判示する。

「受任者が委任契約によって委任者から代理権を授与されている場合、受任者が受け取った物の所有権は当然に委任者に移転するが、金銭については、占有と所有とが結合しているため、金銭の所有権は常に金銭の受領者(占有者)である受任者に帰属し、受任者は同額の金銭を委任者に支払うべき義務を負うことになるにすぎない。そうすると、被上告人(損保会社)の代理人である訴外会社(代理店)が保険契約者から収受した保険料の所有権はいったん訴外会社に帰属し、訴外会社は、同額の金銭を被上告人に送金する義務を負担することになるのであって、被上告人

は、訴外会社が上告人（金融機関）から払戻しを受けた金銭の送金を受けることによって、初めて保険料に相当する金銭の所有権を取得するに至るというべきである。したがって、本件預金の原資は、訴外会社が所有していた金銭にほかならない。したがって、本件事実関係の下においては、本件預金債権は、被上告人にではなく、訴外会社に帰属するというべきである。訴外会社が本件預金債権を訴外会社の他の財産と明確に区分して管理していたり、あるいは、本件預金の目的や用途について訴外会社と被上告人との間の契約によって制限が設けられ、本件預金口座が被上告人に交付されるべき金銭を一時入金しておくための専用口座であるという事情があるからといって、これらが金融機関である上告人に対する関係で本件預金債権の帰属者の認定を左右する事情になるわけではない。」

なお、本件預金が代理店に帰属するとしたことについて、福田博裁判官の反対意見が付されている。

この判決は、本件預金口座への入金原資が代理店に属する金銭とされているところから、なお従来からの客観説の軌道に沿うものとの評価もあり得よう。

しかしながら、出捐者ないし預金原資という概念は、経済的実質に即して把握してきたはずであり、金銭の占有者がすなわち所有者という法的形式論理を持ち出すと、使用者の占有は自主占有なのか他主占有なのかが問題となり、使者・代理人によることを否定することにつながるか、あるいは、そもそも客観説の説得力の根拠を失いかねない。むしろ、この判決は、客観説を離れて、保険代理店が損保会社とは独立の経営主体であり、経済的にはあたかも保険商品の小売店であるともいえるような経済的観点に立って、当該普通預金口座の開設者であり実質的管理者であるという視点に相当の関心を払っていることが窺われるのである。

そして、債務整理事務の委任を受ける弁護士の事務処理費用を管理するための預金の帰属という本判決につながる論点を提供しているともいえる〔注2〕。

（５）普通預金の帰属者については、考慮すべき問題点が三つある。

その一は、多数回にわたる入金原資の特定が実際的に困難であることである。この点は、資金原資を重視する客観説に対する一般的批判であって、実務的には重要な論点であるが、預金者名義によるという立場によらない限り、解決し難い問題である。

その二は、普通預金は、定期預金に対比して、自由に払出しができることに起因して出費に充てるための資金の管理手段に用いられることである。普通預金のこの特性は、他の貯蓄性預金とは異なる判断基準を必要としないのだろうか。

その三は、普通預金は、委任事務の資金管理の手段として利用されることである。

委任事務においては、一方において、委任者から寄託された資金（預金）は、委任の趣旨に則り、委任者のために管理・支出されなければならない。他方において、實際上、当該資金（預金）の払出しの権限は、専ら受任者に委ねられていることである。

本判決の判旨は、このことを指摘している。

結局、本判決は、従来の客観説とは異なる新たな基準を打ち出したことになる。

（６）弁護士の行う委任事務の特殊性に関連して、ここで、深澤武久裁判官及び島田仁郎裁判官の補足意見を紹介しておこう。

「弁護士が債務整理事務の委任を受けた場合、弁護士は、交付を受けた金銭等を自己の固有財産と明確に区別して管理し、専ら委任事務処理のために使用しなければならないのであって、それを明確にしておくために、金銭を預金して管理する場合における預金名義も、そのことを示すのに適したものとすべきである。」としておられる。

そして、弁護士が債務整理事務の委任を受ける場合の法律構成として、信託の理論によるべき必要性が高いことを指摘しておられる。

「会社の資産の全部又は一部を債務整理事務の処理に充てるために弁護士に移転し、弁護士の責任と判断においてその管理、処分をすることを依頼するような場合には、財産権の移転及び管理、処分の委託という面において、信託法の規定する信託契約の締結と解する余地もあるものと思われるし、場合によっては、委任と信託の混合契約の締結と解することもできる。この場合には、会社の資産は、弁護士に移転する（同法１条）が、信託財産として受託者である弁護士の固有財産からの独立性を有し、弁護士の相続財産には属さず（同法１５条）、弁護士の債権者による強制執行等は禁止され（同法１６条１項）、弁護士は信託の本旨に従って善管注意義務をもってこれを管理しなければならない（同法２０条）、金銭の管理方法も定められており（同法２１条）、弁護士は原則としてこれを固有財産としたりこれにつき権利を取得してはならない（同法２２条１項）など、法律関係が明確になるし、債務者が債権者を害することを知って信託をした

場合には、受託者が善意であっても債権者は詐害行為として信託行為を取り消すことができる（同法12条）のである。これらの規定が適用されるならば、授受された金銭等をめぐる紛争の生ずる余地が少なくなるものと考えられる。もっとも、このような場合でも、信託財産に属する金銭を弁護士が預金した場合の預金者が弁護士であるという結論は、委任契約の場合と異なるところがないから、本件の結論には影響を及ぼさない。そして、本件においては信託等について何らの主張、立証もないので、その可能性を指摘するにとどめることとする。」

きわめて重要な示唆に富む意見であり、今後の同種の事件では、この補足意見（信託的資金提供）に沿った理論構成が展開されることになるものと考えられる。

（7）ところで、類似した国税徴収のケースとして、最高裁判所平成7年2月10日第二小法廷判決（LEX/DB22007751）があり、この事件との関係を考えておこう。

この判決は、滞納者の負債整理事務を受任した公認会計士Aが、「滞納者代理人A」名義の普通預金から振り替えて設定した他人名義定期預金が滞納者に帰属するとした原審の認定判断は、正当として是認できるとしたものである。

同判決が出捐者すなわち入金原資に着目したのは、従来からの客観説の流れに沿ったものといえるが、この事件では、定期預金であるところが本判決とは異なるし、滞納者代理人名義から他人名義に移し替えられたところに事件の特殊性がみられる。

ともあれ、委任事務の特性に着目したところに、本判決の斬新さがみられる。

（8）本判決は、X1会社の弁護士に対する返還請求債権の差押えを示唆している。

しかし、当該債権の差押えは、必ずしも容易ではない。ここでは、問題を指摘するにとどめる〔注3〕。

（9）税務における預金の帰属者の問題は、本件のような国税徴収上の問題のみにとどまらない。課税面では、例えば、簿外預金の帰属が問題となる。その究極の場面が脱税犯の問題である。したがって、その預金が犯則者の犯則事実とどのように関連するかが問題である。ここでは、預金入金の原資の追求こそが重要である。

預金の帰属者の具体的認定基準については、名古屋高裁昭和48年12月20日判決（税資86号850頁）は、次のとおり判示する。

「具体的に預金の帰属者を判定するに当たっての基準については、その預金の源泉は何か、預金形成するだけの収入の存否、預金の使途、その利益の享受者、誰が管理運営するか、その運営目的（担保か利殖か）、現実の預金預入れ、払出しを行う者とその資格（個人資格か法人の機関としてか）、証書、印鑑の所有保有の状況、関係者の認識等の諸点を総合してその帰属を決定すべきである。」

（10）最近の論点としては、ペイオフと本人確認の問題がある。

ペイオフの実施に当たっては、預金の正確な名寄せが必要になる。

かつては、預金の名義を自由に選択することができ、またその資金を自由な名義の預金に移すことができた。そのことが脱税手段ともなりマネーロンダリングに利用されることがありえた。これには、金融機関にも一半の責任なしとしない（前掲・最高裁昭和52年8月9日第二小法廷判決の事例をみよ。）

平成15年1月6日から、テロリズムに対する資金供与の防止等を目的として、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が施行され、金融機関等は、顧客顧客等との間で預貯金契約の締結等の取引を行うに際しては、本人確認をすべきこととされた。

このような法環境の整備により、預金者の表示と預金行為者とのくい違いが少なくなるであろう。そして、名義の表示ないし支配管理の事実を重視する方向に力を与えるであろう。

注

〔注1〕無記名定期預金の税金面の特色については、前掲最高裁昭和32年12月19日判決参照。

〔注2〕このほか、マンションの管理会社が区分所有者から徴収した管理費を原資とする定期預金、区分所有者団体ないし管理組合法人に帰属するのか、管理会社に帰属するのかが争われており、下級審段階では、判断が分かれている。

東京地裁平成8年5月10日判決・判例時報1596号70頁

その控訴審・東京高裁平成11年8月31日判決・判例時報1684号39頁

東京地裁平成10年1月23日判決・金融・商事判例1053号37頁

その控訴審・東京高裁平成12年12月14日判決・判例時報1755号65頁

本文に掲げた最高裁平成15年2月21日第二小法廷判決と本判決が、この事件にどのような影響を与えるか注目される。

〔注3〕弁護士に対する返還請求権債権を差し押さえた先例として、東京地裁平成12年12月21日判決（判例時報1735号52頁）がある。

このような場合、第三債務者たる弁護士からの不服が予想されるところであり、この判決は、債権差押処分に対する第三債務者の原告適格を認め、実質的には弁護士の主張を認容しながら、結論的には、被差押債権が存在しないからといって、本件差押処分が違法であるとはいえないこと（言い換えると、かかる紛争の解決には差押債権の取立訴訟にまつほかないこと）を理由に、請求を棄却した。この判決が、原告適格を認めることによってどのような紛争の解決を想定したのか明らかでない。実体の問題としては、弁護士の報酬がからむため返還されるべき債権額が明確でない問題点がある。

（平成15年8月20日）

著者：税理士 荻野豊